

議案第 27 号

向日市議会委員会条例の一部改正について

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 19 日提出

提 出 者

向日市議会議員 辻 山 久 和

賛 成 者

向日市議会議員 北 林 重 男

〃 松 山 幸 次

〃 長 尾 美 矢 子

〃 杉 谷 伸 夫

〃 天 野 俊 宏

〃 中 村 栄 仁

## 条例第 号

### 向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

向日市議会委員会条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条中「または」を「又は」に、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合には、改正後の向日市議会委員会条例の規定は適用せず、改正前の向日市議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。

〈参 考〉

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は<u>調査</u>のため、市長、<u>教育委員会</u>の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は<u>委員並びにその委任又は</u>嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査<u>または調査</u>のため、市長、<u>教育委員会</u>の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者<u>または委員並びにその委任または</u>嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>